

# 「ラオス・ハンディクラフト産業の日本の伝統工芸産業とのコラボを見据えた素材育成支援の実証研究」 に係る専門家の公募

2018年8月31日  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）では、「ラオスのハンディクラフト産業の日本の伝統工芸産業とのコラボを見据えた素材育成支援の実証研究」を実施しています。この度、本研究に係る専門家を下記の要領で募集します。ご関心をお持ちの方は、下記内容をご確認の上、ご応募ください。

## 記

### 1. 目的

本研究は、ジェトロがこれまでラオス・ハンディクラフト産業に対して支援してきた経緯と、その効果を検証する一方、日本の伝統工芸産業の現状と課題を分析することを通じ、日本とラオスとの伝統工芸等分野における補完型ビジネス・モデルを提案していくことを目的としている。ラオス・ハンディクラフト産業と日本の伝統工芸産業等双方において、個別企業への指導・調査を実施し、両国産業の提携可能性について実証することで、本研究を補完することを本公募の目的とする。

### 2. 業務内容

- (1) ラオス・ハンディクラフト産業に対する個別企業指導及び有望企業の発掘
  - ① ラオス企業に対し、製品の高付加価値化（日本の伝統工芸企業等とのコラボレーションによる製品開発（特に「素材」や「技術」を活かした新市場開拓・新分野参入面での提携可能性について）等）に関するセミナー、ワークショップ、個別コンサルティング等を企画・実施する。また、日本の伝統工芸企業等とコラボレーションの可能性のあるラオス企業を審査に基づき発掘する。なお審査は、2018年10月下旬～11月初旬にラオス・ビエンチャン市内で開催予定のコンテストとして実施（当該コンテストにおける審査手法等については専門家選定後、協議の上決定）。
  - ② その他本業務遂行に必要な業務。
- (2) 日本の伝統工芸産業に対する実地調査
  - ① 日本の伝統工芸企業・団体等を訪問し、ラオス・ハンディクラフト産業とのコラボレーションの可能性（特に、ラオス・ハンディクラフト産業の「素材」、「技術」面での連携可能性）について調査し、連携可能性がある日本の伝統工芸企業・団体等を発掘する。
  - ② その他本業務遂行に必要な業務。
- (3) 日本国内での展示会・商談会に係るサポート業務（第87回東京国際ギフト・ショー春2019（2月開催）を想定）
  - ① 出展する企業（ラオス・ハンディクラフト産業）に対し、日本市場や日本の伝統工芸企業等との製品開発（新市場開拓・新分野参入）に向けた理解を深めるための個別コンサルティング等を行う。
  - ② 日本の伝統工芸企業等と面談・ヒアリング等を行い、製品に対するニーズや改善要望の発掘・整理・把握を行うとともに、ラオス・ハンディクラフト企業へ必要に応じたフィードバックを行う。
  - ③ 上記を踏まえたビジネス・マッチングの支援を行う。具体的には次のとおり。  
<会期前>  
相互補完性の観点から日本、ラオス双方において企業を抽出し、マッチングを考案する。また、その考案した結果を表にまとめてジェトロに提出する。併せて、マッチング候補先日本企業の展示会・商談会への出席について、連絡・調整を行う（日本企業からの質問対応等を含む）。

<会期中>

出展するラオス・ハンディクラフト企業と日本の伝統工芸企業等との商談の際、必要に応じたアドバイス等の支援を行う（可能な範囲で商談への同席を含む）。

④ その他本業務遂行に必要な業務。

(4) 報告業務（(1)～(3)とは不可分の付随業務）

① 2.(1)から(3)の活動の結果、得られた知識・経験・内容等を報告書としてまとめ、2.(1)から(3)の各業務終了後1ヵ月以内にジェットロに提出する。

※ 全体でA4用紙（和文、1枚当たり400字）15枚程度を想定。形式はジェットロで指定する。

② (4)①について、ジェットロ職員等が集まる会合等の場で発表する。交通費が発生する場合、ジェットロの規程に基づき実費を支給する。

③ ジェットロが本研究成果としてまとめる論文に対し、(4)①に関連する部分において内容に誤りがないかの最終確認を行う。

(5) その他、事務手続き

事業の円滑な実施のため、受託者は以下のものをジェットロの指定する期限内に提出すること。

① 旅費精算報告書

② 派遣前後の業務内容を確認できる報告書

③ 月次報告書（ビジネス・マッチング支援業務が発生した月）

### 3. 募集人数

1名

### 4. 派遣日程・期間（予定）

(1) 海外業務：3回（2018年9月頃、2018年10～11月頃、2018年12月頃：各5日間程度）

(2) 国内業務：3回（実地調査2回、展示会・商談会に係るサポート業務1回：各4日間程度）

※ 時期、期間、回数については変更する可能性がある。

### 5. 派遣先国、都市（予定）

・ラオス：ビエンチャン・その他地方都市

・日本：京都・和歌山などの全国の伝統工芸産業の集積地等

※ 詳細については後日調整し、決定する。

### 6. 契約形態

ジェットロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

### 7. 契約期間

契約締結日～2019年3月29日

### 8. 委託費単価及び旅費等の支払内訳

(1) 海外派遣業務

ジェットロの規程に基づき、謝金1日当たり20,000円（不課税）、派遣前準備期間・派遣後整理期間として謝金1日当たり19,048円（税別）（前後1日分）、出張旅費（宿泊料・日当）、及び本邦・当該国間の往復エコノミー航空券（現物）を支給する。

(2) 国内業務

① 国内派遣業務

業務委託費1日当たり19,048円（税別）、派遣前準備期間・派遣後整理期間として業務委託費1日当たり19,048円（税別）（前後1日分）、出張旅費（宿泊料・日当）、及び交通費の実費を支給する。

## ② 展示・商談会に係るサポート業務

### <会期前>

ビジネス・マッチング支援業務（マッチング表作成、マッチング候補先日本企業の展示会・商談会への出席についての連絡・調整）に係る実労働時間に対して、1時間あたり3,240円（消費税等込）の業務委託費（15分単位、未満は切捨て）を、月次業務報告書に基づき支払う。契約期間中で40時間を超えないこと。

### <会期中>

展示会・商談会会期中、業務委託費1日当たり19,048円（税別）、準備期間・整理期間として業務委託費1日当たり19,048円（税別）（前後1日分）、及び交通費の実費を支給する。

※上記金額には、各種報告書の作成費、事務費等の一切を含み、本業務に伴う追加の経費支払いは一切行わない。ジェトロは2.(4)、(5)記載の報告書を検査の上、都度支払いを行う。

## 9. 応募条件

- (1) 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 当該専門分野の実務経験が5年以上あること。
- (3) 当該専門分野における海外での指導経験があること。
- (4) 応募者に所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 業務を遂行する上で健康上の支障がないこと。
- (6) 日常会話程度の英語力があること。（但し、企業訪問時は日・ラオス語の通訳を配置する）。
- (7) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (8) ジェトロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題がなかったこと、または事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと。

## 10. 応募方法・選考手続き

### (1) 公募期間：

2018年8月31日(金)～2018年9月14日(金)12時00分

### (2) 選考手順：

a. 応募書類に記入の上、2018年9月14日(金)12時00分までに電子メールまたは郵送等にて提出すること。（郵送等の場合12時00分必着。書留郵便等配達記録が残るものに限る。）

※専門分野や業務経験などはできるだけ詳細に記入すること

b. 書類選考の後、面接を経て採否を決定する。面接にかかわる交通費は支給しない。面接の日は書類選考通過者にも個別に通知する。

### c. 選考基準

- ① 事業の目的や趣旨、必要性を十分に理解していること。
- ② 事業で求められる専門知識（製品開発、ブランディング等）を有していること。
- ③ 同分野での指導経験があること（ラオスにおける経験があればなおよい）。
- ④ コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、協調性を有していること。

### (3) 選考結果の公表：

採否のみ応募者本人に通知する（採否理由はお答えできません）とともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表する（個人名は除く）。また、提出書類は返却しない。

### ※ 個人情報の取り扱いについて

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、専門家選定及び派遣手続きのため利用します。

## 11. お問い合わせ・応募書類提出先（担当部課）

ジェトロ ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課 アジア支援班

担当：上江洲(かみえす)、橋本

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail: [BDC@jetro.go.jp](mailto:BDC@jetro.go.jp) ※電話、FAXでの問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への OB の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)  
※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）